

第5章 文化財の保存と活用に関する事項

1 市全体に関する事項

1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

横手市では、平成28年（2016）3月に『みんなの力で 未来を拓く 人と地域が^{かがや}くまち ^{よこて}』を将来像とし、市政運営の指針となる「第2次横手市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定した。これを踏まえ本市教育委員会では、市の教育振興基本計画となる「第2期横手市教育ビジョン」を策定、令和3年（2021）3月に「第3期横手市教育ビジョン」に改訂、地域の歴史と文化的資産の周知を通じて市民に郷土への愛着と誇りを育む取り組みを図り、学校現場や地域住民とともに文化財の保存と活用を推進していくこととしている。

市内には、国指定（選定）10件、県指定40件、市指定164件の指定文化財が存在するほか、57棟の建造物が登録有形文化財（建造物）として登録されている。これらの文化財は市内全域に分布し、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として、地域住民の心の拠り所や観光振興の重要な資源となっており、確実に後世に伝えて行く必要がある。

指定等文化財については、文化財保護法や秋田県文化財保護条例、横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づき、所有者等が適切な保存管理を実施し、行政は助言・指導を行うと同時に、保存のための修理や整備に係る経費も必要に応じて助成を行い保存継承に努めてきており、今後も所有者等と連携を取りながら適切な保存の促進に努めるものとする。また、その活用に際しては市民が文化財に対して愛着と誇りを持ち、大切にしたいという気持ちが育まれることで保存継承が図られるよう普及啓発に努め、文化的資産を活かした地域づくりへ繋げていくこととする。その他、未指定の文化財も数多く存在することから、計画的に調査研究を行い、保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うものとする。

また、未指定も含めた文化財の総合的な把握と保護や活用の方針について定めるため、別途「横手市歴史文化基本構想」や「文化財保存活用地域計画」等の計画を策定するものとする。

以下、文化財の類型ごとに保存・活用の方針を定める。

◆有形文化財（建造物、美術工芸品）

指定等建造物文化財については、所有者や管理者と連携を密にし現状把握に努めているが、個別の保存管理計画は作成されていない状況である。今後は、必要に応じ保存管理計画を策定するとともに、より効果的な保存を行うために国・県及び所有者と連携し、計画的な保存と活用を図っていくものとする。併せて、適切な保存修理を進めるものとする。

また、市内には近代に建てられた建造物が多数現存する他、農業や商工業等の産業発展を支えた倉庫群や、旧発電所や^{ずいどう}隧道等の構造物も現存しているが、文化財指定等に向けた調査は進んでいない。こうした近代以降に建てられた建造物は、地域が発展した証として住民の心の拠り所になっているものが多く、必要に応じて現状把握や学術的価値の見極め等のための調査を実施するとともに、文化財指定等の保護措置を図るものとする。

絵画や彫刻、工芸品、考古・歴史資料等の美術工芸品については、その大部分が社寺や個人の所有となっている。引き続き適切な保存に向けて意識啓発を行うとともに、所有者の同意が得られたものについては資料館で公開する等、活用についても検討するものとする。

◆無形文化財、民俗文化財

無形文化財については3件が市の指定を受けており、保存会や愛好会等が組織されて「わざ」の伝承が行われている。今後も技術保持者等と連携し、「わざ」の伝承に向けた普及啓発を行うものとする。

民俗文化財は、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術及びこれに用いる用具等、地域に根差して受け継がれてきたものであり、8地域それぞれに民俗文化財が所在し、地域住民等によって保存継承が行われている。一方で、平成17年（2005）の市町村合併以前の指定を新市に引き継いだため、同じ内容のものであっても他地域では指定されていない等の課題もあることから、市内全域での調査を進め、その価値が認められ、保存と活用の措置を講じる必要があるものについては、文化財指定を検討するものとする。

なお、本市教育委員会では伝統芸能団体の活動実態を把握するためのアンケート調査を平成28年（2016）度に行った。本市では無形民俗芸能団体を「伝統芸能団体」としてアンケートを実施している。各団体が抱える課題の多くは、指導者や後継者不足による活動の停滞、用具の新調経費に関することだった。こうした結果も踏まえ、各団体と連携を取りながら詳細調査や記録作成に関する取組みを進めるほか、担い手の育成に向けた施策や用具新調への支援等を推進し、後世への継承を図るものとする。

■伝統芸能団体の実態調査アンケートより（平成28年（2016）5月実施 76団体へ送付）		
提出 49 団体（うち記入無 5 団体 活動休止 1 団体） 無回答 27 団体		
□設問5 活動を継続していくにあたっての課題・問題はなんですか（複数回答可）		
① 活動資金の不足	19 団体	（自由記載内容） ○後継者の不足 ○会員の高齢化 ○若い会員の募集 ○備品・運搬車等の更新 ○練習場所が無い ○会員としての認識が低い ○少子高齢化で厄払いする若者がいなくなった
② 担い手の確保（人数不足）	36 団体	
③ 組織の弱体化	10 団体	
④ 活動場所の確保	2 団体	
⑤ 指導者の不在や不足	12 団体	
⑥ その他（自由記載）	7 団体	

伝統芸能団体実態調査アンケート結果

◆記念物（史跡・名勝・天然記念物）

本市には大鳥井山遺跡等の史跡があるが、住民らによる史跡への正確な知識と豊かな理解は、その保存に大きな効力を持つものである。説明会等の開催により、史跡の適切な公開を行い、地域住民らが史跡の価値を正確に知り、理解を深める機会の提供を行っていく。また、史跡の草刈り作業や説明板の設置等を行いながら保全に努め、これらの活動に文化財保護団体や地域住民らの自発的で積極的な参加が得られるよう、機運の醸成を図るものとする。

名勝及び天然記念物については、定期的な巡回や所有者等の協力により適切な保存がなされており、引き続き保存に向けた支援を行うものとする。また、これらは周辺環境と一体で保護することが望ましく、保存継承のみにとどまらず、関連する伝統文化や生活様式等とともに一体的に継承を図り、より効果的な保存・活用に努めるものとする。

◆文化的景観

横手市景観計画では市域全域を景観計画区域とし、旧武家地である「羽黒町・上内町地区」^{はぐろちようかみうちまち}と、歴史的な町並みを有する「増田地区」^{ますだ}の2地区を景観重点地区に指定しているが、重要文化的景観に選定されている地区はない。市内にはこの他にも、稲作や果樹生産等、農山村に暮らす人々の営みによって形成された良好な景観を持つ地区が存在する。これまでに文化的景観に関する保存調査が行われた地区はないが、生業や生活、風土によって作り出された固有の地域文化の保護と維持、伝統や慣習等の次世代への継承に向け、今後調査を検討する。

◆伝統的建造物群

横手市増田伝統的建造物群保存地区（以下、保存地区）^{よこてしまたでんどうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく}が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、保存計画に従って修理・修景事業が行われている。今後も国・県及び所有者と連携し、適切な保存管理を推進するものとする。

なお、市所有や保存地区内の指定等建造物文化財については公開されているものが多く、所有者や管理団体等により活用が図られ、市民や来街者に本市の歴史や魅力を伝える機会を提供している。必要に応じて保存活用計画の策定を促進し、管理や保存修理に対する支援を行うとともに、公開等の活用の幅が広がる取組みを推進するものとする。

2. 文化財の修理（整備）に関する方針

有形文化財の建造物は、経年劣化や風雨等、外的要因によるき損や滅失を招く恐れがあり、日頃の予防対策を含め、所有者等による維持管理と日常的な点検を行う事で損傷の早期発見に努め、健全性の維持や回復のための修繕を促進する。

指定等文化財の修理及び整備については、文化財の価値を維持することを目的とし、過去の改修の履歴や調査記録等を活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基本とする。文化財保護法等の法令に基づき適切な対応をするとともに、必要に応じて文化庁等の関連機関や専門家らによる指導や助言を受け、適切な修理・整備が行われるよう対応をしていく。

また、これら指定文化財の修理や整備にあたり、所有者や管理者の財政的な負担軽減を図る必要があることから、適切な指導、助言を行いながら補助制度の活用等、最善の支援策について協議していく必要がある。

未指定の文化財に関しては、現状調査のもと、重要性和緊急性を踏まえ、所有者と協議を重ねながら適切な保存が図られるようにする必要がある。

国の指定（建造物）や公有の文化財建造物については必要に応じて保存活用計画を作成し、大規模修繕等を実施する場合は、新たな取組みとして、できるだけ工事現場を公開し、修理の工程や材料、伝統技法に対する理解が深まるような機会を設けていく。

3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、合併前の8市町村がそれぞれ管理運営していた展示施設があり、雄物川郷土資料館^{おものかわ}や後三年合戦金沢資料館^{ごさんねんかつせんかねざわ}、ほろわの里資料館^{ひらか}や平鹿農村文化伝承館^{いしざかようじろう}、石坂洋次郎文学記念館^{じゅうじかん}や横手公園展望台、十字館歴史資料展示室^{やました}、山下記念館等、郷土の偉人や歴史資料に関

する展示施設が関係各課管理のもと点在している。このほかにも、江戸～大正時代の古民家4棟を移築した雄物川民家苑^{みんかえんきどごろうべえむら}木戸五郎兵衛村や保存地区内の市所有伝統的建造物等がある。



後三年合戦金沢資料館

文化財の中心展示施設としては、雄物川郷土資料館と後三年合戦金沢資料館を位置づけており、それぞれ郷土・民俗資料や、歴史・考古資料等の展示を行っている。また、定期的な企画展示を行い、併せて各種イベントも開催する等、市民や来館者に対して本市や本市ゆかりの文化財等を身近に感じる機会の提供を行っている。しかしながら、両施設とも建設から30年以上経過し、老朽化や施設の狭小の問題等、それ

ぞれの目的に沿った展示を行っていくための課題がある。また、郷土資料や民俗関係資料、考古資料を収蔵している施設も各所に点在していることから、施設の集約化や資料館、展示施設の見直しが急務である。こうしたことから、公共施設の適正な維持管理と再配置を目的に平成28年（2016）3月に策定した「横手市財産経営推進計画（F M計画）」に基づき、各所に点在している展示・収蔵施設について、文化財の保存活用が有効に機能する施設の在り方を検討していく必要がある。

4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、地域の歴史と環境が結びついて今日まで保存されてきたものであり、その変化は文化財の魅力に大きな影響を与えるため、文化財の保存活用を図る上でその周辺環境と一体的に措置を講じることが必要である。

文化財の周辺環境を保全するため、都市計画法や景観法、本市の関係条例等による制度・規制を積極的に活用することにより、文化財周辺の景観を阻害する要素の改善や除却を推進するほか、文化財を良好な状態で維持するための環境保全対策（危険木対策、排水整備、擁壁整備等）についても検討を行う。また、文化財の説明板や案内板、標柱等の新設・再整備の際は文化財や周辺の環境と調和したものを設置し、周辺環境の保全を図るものとする。

5. 文化財の防災に関する方針

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び横手市防災会議条例（平成17年条例第272号）第2条に基づき、横手市防災会議が平成18年（2006）に横手市地域防災計画を作成（平成27年〔2015〕修正）しており、地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な事項を定めている。この中で、文化財に関しても基本的な予防計画を定め



波宇志別神社神楽殿の防火訓練

ており、防火・消火設備の整備や防災意識の徹底について、文化財所有者や管理者、消防本部等の関係機関との連携を図りながら災害等の予防に努めることとしている。

火災や地震、雪等の災害による文化財の損失を防ぐため、市や文化財の所有者・管理者は常に高い防災意識を持って文化財の保存管理に努めていく必要がある。少子高齢化が進んでいる現状や、豪雪地帯という気候特性も踏まえ、個別の有

形文化財ごとに防災対策を検討する等、被災リスクの予防・軽減に向けた取組みを行うものとする。また、文化財防火デーには所有者や地域住民、消防本部等と連携し消火訓練を行っており、防災に係る周知と防災教育の取組みを通じて日常の防災意識の高揚に努めていくものとする。なお、文化財については盗難や放火等の防犯についても注意が必要なことから、所有者等へ防犯設備の設置についても促していくものとする。

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

平成 17 年（2005）の市町村合併以前、旧 8 市町村においては、それぞれ市史・町史・村史を刊行している。また、旧横手市では、市政施行 50 周年を記念して平成 13 年（2001）に市史編さん事業を開始し、合併後の平成 24 年（2012）までに旧横手市に関する横手市史（通史編全 3 巻・史料編全 6 巻・特別編 1 巻）や「横手の歴史（横手市史普及版）」を刊行している。

合併後は、次世代を担う児童生徒が、まちの歴史・伝統・文化を学び、ふるさとの良さや魅力を感じる契機とするための副読本として平成 29 年（2017）4 月に「よこてだいすき」「横手市の文化財」を刊行し、市内小中学生及び教職員、関係機関への配布を行い、市の歴史や文化財への関心を高める取組みを行ってきた。今後も、このような冊子・パンフレットの作成のほか、公開講座の開催等により文化財の保存・活用に向けた普及啓発を行うとともに、地域に伝わる保護団体等の後継者育成を目指すため、「子ども伝統芸能発表大会」の開催や「よこてかけ唄チャレンジキッズ」の結成等、地域、小・中学校、行政が一体となった活動を展開していくものとする。



「よこてだいすき」と「横手市の文化財」

7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市には、旧石器時代から近世に至るまで約 600 の遺跡が確認されており、これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については同法に基づく届出を受け、秋田県教育委員会、開発業者と調整・協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努めていくこととする。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外から遺跡が発見された際の届出等についても、その義務を徹底するものとする。

なお、開発に関わる関係者との十分な協議の結果、やむを得ず現地保存できない場合でも、適切な発掘調査と調査成果の公開を行うものとする。また、「後三年合戦関連遺跡」については、当面は北部重点区域内において、文化財保護法に基づく学術調査を推進する。

8. 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針

本市では、文化財保護及び市内全般の文化財建造物を中心とした活用や歴史まちづくり施策の検討については教育委員会の「文化財保護課」が所管する。一方で、保存地区における修理事業については、市長部局の「増田地域課」が所管しており、これに羽黒町・上内町地区や増田地区の景観重点地区を所管する「都市計画課」が相互に連携しながら文化財の保存



横手市文化財保護審議会

活用と歴史まちづくりを推進している。

文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議を行う機関として、横手市文化財保護条例に基づき横手市文化財保護審議会、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、横手市伝統的建造物群保存審議会を設置しており、適切な文化財の保存活用を進めている。このほか、横手市景観条例に基づき横手市景観審議会を設置している。

本計画の策定を契機に、まちづくり部門や観光部門等の関係部署との連携を深め、文化財の保存と活用を推進していくものとする。

9. 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存・活用していくためには、行政の取り組みだけではなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。市内8地区にある、文化財を保護する民間団体である文化財保護協会各支部においては、会員相互の交流や研修活動のほか、文化財パトロールや標柱等の確認、草刈等の整備が積極的に行われている。一方、各地域において無形民俗文化財を保存伝承している団体について、指導者及び後継者不足や団体活動費の工面等で、継承が不安視される団体も見受けられる。これらの団体の多様な活動を活性化させるため、必要な情報や発表の場の提供、人材育成等を積極的に支援するとともに、団体の交流、ネットワーク化による体制強化を図っていくものとする。

No	団 体 名	活動地域	活 動 概 要
1	金沢八幡宮伝統掛唄保存会	横手	金沢八幡宮掛け歌行事の保存継承
2	金沢ささら舞保存会	横手	金沢ささら舞の保存継承
3	横手送り盆まつり委員会	横手	横手の送り盆行事の保存継承
4	百落鹿島流し保存会	横手	百落鹿島流しの保存継承
5	下根田鹿島送り保存会	横手	下根田鹿島送りの保存継承
6	一般社団法人横手市観光協会	横手	旭岡山神社の梵天及び横手のかまぐらの保存継承
7	八木番楽保存会	増田	八木番楽の保存継承
8	戸波郷土芸能保存会	増田	戸波神社の芸能の保存継承
9	月山神社	増田	月山神社神輿渡御行事の保存継承
10	福嶋サイサイ囃子保存会	増田	増田の福嶋サイサイの保存継承
11	深間内神楽保存会	平鹿	深間内神楽の保存継承
12	荒処の沼入り梵天保存会	平鹿	荒処の沼入り梵天行事の保存継承
13	鍋倉囃子保存会	平鹿	鍋倉囃子の保存継承
14	二井山神楽保存会	雄物川	二井山神楽の保存継承
15	沼館八幡の獅子舞保存会	雄物川	沼館八幡の獅子舞の保存継承
16	霜月神楽保存会	大森	保呂羽山の霜月神楽の開催運営と保存継承
17	八沢木獅子舞保存会	大森	八沢木獅子舞の保存継承
18	三助稲荷神社梵天保存会	大森	三助稲荷神社の梵天の保存継承
19	仁井田番楽保存会	十文字	仁井田番楽の保存継承
20	愛宕会	十文字	梨木水かぶりの保存継承
21	祇園講	十文字	今泉祇園囃子の保存継承
22	藤巻財産管理会	大雄	藤巻の厄神立ての保存継承

文化財の保存・活用に関わる主な団体の一覧（国・県・市の指定を受ける無形民俗文化財の保存団体）

2 重点区域に関する事項

北部重点区域の後三年合戦関連遺跡では、顕彰^{けんしょう}の対象となる後三年合戦に関連する遺跡の調査が現在も継続されており、その成果が待たれている。南部重点区域の保存地区は、面的な保存や整備、活用が先行して行われ、来街者数も増加し回遊性が向上しているが、周辺の観光回遊性や将来像等、今後のまちづくり方針を検討し明確化することが求められている。また、西部重点区域の波宇志別^{はうしわけ}神社においては、神楽殿の修理が待たれるほか、案内看板等が十分でない状況にある。

第2章で取り上げた歴史的風致の調査過程で、北部重点区域では後三年合戦関連遺跡と横手城^{うしゅう}を結ぶ羽州街道を通した歴史の継続性、南部重点区域では手倉街道^{てぐら}を通した各歴史的風致の関連性が新たに確認され、西部重点区域では波宇志別神社の行事を支える住民の広がりが確認された。

こうした状況を踏まえ、3か所の重点区域では、下記の事項に基づいた施策を行う。

◆歴史まちづくり施策を展開するうえでの保存地区の位置付け

保存地区は、国指定文化財等の文化財が集積し、複数の歴史的風致が極めて良好に維持されている。既に継続して修理事業等が行われるほか、建造物の活用、住民活動も盛んであり、通年的な観光拠点となっている。このため、施策の展開にあたっては、複数の歴史的風致を構成する保存地区及び周辺の景観重点地区一帯を、横手市の歴史まちづくりや観光振興の拠点として位置づけ、重点区域内や重点区域間の歴史的風致の回遊性向上等に努める。

◆重点区域に関する方針

重点区域では、第3章で取り上げた「歴史的風致の維持及び向上に関する方針」である①歴史的建造物等の保存活用、②歴史的風致の周辺環境の整備、③活動の後継者や担い手の育成・確保、④歴史的風致の認識向上、⑤歴史的風致を活かした観光振興、の方針を準用し、施策を展開する。

◆各重点区域の主な方針

北部重点区域については、調査が継続している後三年合戦関連遺跡の埋蔵文化財調査を優先して実施する。その成果も踏まえ、横手城や羽黒町・上内町等、羽州街道周辺の拠点となった史跡や町並みの整備について検討する。後三年合戦関連遺跡については、国の史跡である大鳥井山遺跡の保存活用計画を検討するほか、探訪事業や周知事業を継続する。このほか、アクセス改善のための道路整備事業を実施する。

南部重点区域については、保存地区において実施中の修理事業のほか、防災事業等を実施し保護措置を図るほか、電線類地中化等の整備を行い、歴史的風致の維持とともに観光振興を図る。また、手倉街道沿いの建造物を中心とした整備事業を検討する。保存地区については、市外からの来街者が通年を通して訪れていることから、回遊性の拠点としての情報発信機能を持たせる等の対応を検討する。

西部重点区域については、市内最古の建築である波宇志別神社神楽殿^{かぐらでん}の修理事業を実施し、保護措置を図るとともに、来街者が訪れやすいよう案内看板の増設等の対応を行う。

1. 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の建造物等文化財には、重要文化財が3件（南部重点区域2、西部重点区域1）、重要伝統的建造物群保存地区が1地区（南部重点区域）、県指定文化財が1件（北部重点区域1）、市指定文化財が12件（北部重点区域1、南部重点区域10、西部重点区域1）、登録文化財（建造物）が39件（北部重点区域8、南部重点区域31）所在する。これらの指定文化財については、以前より文化財保護法や横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。今後も引き続き、各指定等文化財の特徴や特性に応じた計画的な保護を図り、必要に応じて保存活用計画の策定を促進する。また、重点区域内にある歴史的風致を構成する未指定の歴史的建造物を中心に建造物の調査を優先的に実施し、文化財指定等を進める。

北部重点区域では、後三年合戦関連遺跡である大鳥井山遺跡については、平成22年（2010）に国の史跡指定を受け、平成25年（2013）に「史跡 大鳥井山遺跡保存管理計画」を策定し、保存・管理が図られてきた。今後は、保存活用計画の策定を進めるとともに、その他の関連遺跡についても発掘調査が行われていることから、その成果を踏まえ適切な時期に保存管理計画及び整備計画の策定を目指すものとする。

また、重点区域を核とし、全市域において、未指定も含めた文化財の総合的な把握と保護や活用の方針について定めるため、「横手市文化遺産総合活用推進事業」のもと、「横手市歴史文化基本構想」等の計画を策定する。あわせて、保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うものとする。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】横手市文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想等策定事業）（1-5）
- 【市内全域】建造物文化財等調査事業（1-6）
- 【北部重点区域】国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業（1-8）

2. 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内には、保存地区内の伝統的建造物及び指定等の文化財建造物のほか、波宇志別神社神楽殿や市内の歴史的風致を構成する未指定の文化財建造物等、修理が必要な有形文化財が多く存在している。これらの文化財は経年劣化により屋根や土台周辺部材の劣化が進んでおり、雨漏りによる他部位への被害拡大や、倒壊等による滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を実施する必要がある。

事業の実施にあたっては、文化財の価値を損ねないよう過去の改修履歴や調査記録、新たな調査研究成果を活用するとともに、文化財保護法や秋田県及び横手市の文化財保護条例、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画に基づいて修理を適切に行っていくものとする。また、要件を満たした文化財建造物については、歴史的風致形成建造物等への指定を進め、保護措置を図るほか、文化財的価値が極めて高く、歴史的風致の維持向上のために欠かせない文化財建造物については権利移転も視野に入れた検討を行う。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】北部重点区域環境整備検討及び整備事業（2-4）

- 【南部重点区域】横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業（1-1）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業（2-5）
- 【西部重点区域】重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業（1-2）

3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設としては、後三年合戦金沢資料館があり、考古、歴史的資料に加え、金澤八幡宮かねざわはちまんぐうからの寄託品等を収蔵・展示しているが、老朽化や施設の狭小等の問題を抱えている。当該施設については、横手市財産経営推進計画に基づき、公共施設としての適正な維持管理と再配置等を検討していく。

南部重点区域の保存地区及び周辺地区では国指定を含む19棟の建造物文化財が一般公開されている。引き続きこうした物件の保存活用につとめ、活動を支援する。併せて地域の歴史や保存地区の成り立ち及び歴史的風致に対する来街者の理解を進めるため、展示施設等の整備及び手倉街道沿線の整備についても検討する。鳥海山を望む斜面地に広大なりんご畑が広がる南部重点区域には、こうした果樹生産の歴史を体感できる視点場の整備について検討する。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】北部重点区域環境整備検討及び整備事業（再掲）（2-4）
- 【南部重点区域】横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業（再掲）（1-1）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業（再掲）（2-5）
- 【南部重点区域】果樹園景観眺望視点場整備事業（5-6）

4. 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

建造物や史跡等の文化財を取り巻く環境については、その景観の保存も重要となる。景観重点地区や保存地区を中心とした、指定文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する区域については、文化財を核としてその周辺環境を一体として保存するために、横手市景観計画に基づき、歴史的建造物群の保存や修理とあわせた建築物等の修景整備による町並み景観の保全形成を継続するものとする。

北部重点区域ではかまくら行事の会場となっている横手城を含む横手公園において、本丸跡、二の丸跡に通じる「七曲坂」ななまがりざかの整備を行う。また、羽黒町・上内町地区景観重点地区を中心に、羽州街道沿いの歴史的風致を構成するエリアを対象とする整備事業についての検討を、地域住民を交えたワークショップを開催しながら検討する。このほか、都市計画道路八幡根岸線の整備により、歩道空間を確保し回遊性の向上を図るとともに歩行者の安全性を確保する。

南部重点区域では電線類地中化等により町並み景観の整備を図るとともに、景観支障樹木の除却等を行い、一体的に周辺環境を整えていく。

また、来街者の歴史的風致への理解と市内歴史的風致への周遊を促すため、サインガイドラインを策定し、統一感を持たせた多言語による案内板の設置を行う。文化財等の説明板についても、関係機関と連携しながら統一したデザインへの更新を図る。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】サインガイドライン策定事業（5-1）
- 【北部重点区域】羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業（2-1）
- 【北部重点区域】北部重点区域環境整備検討及び整備事業（再掲）（2-4）
- 【北部重点区域】横手公園整備事業（2-6）
- 【北部重点区域】都市計画道路八幡根岸線事業（5-5）
- 【南部重点区域】増田地区街なみ環境整備事業（2-2）
- 【南部重点区域】増田地区景観重点地区景観形成事業（2-3）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業（再掲）（2-5）
- 【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】案内板設置事業（5-3）

5. 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域に関しては、指定等の建造物文化財だけでなく、その他の歴史的建造物も多く存在しているため、周辺の市街地も含む一体的な地域防災の意識を醸成^{じょうせい}していくことが必要である。そのため、文化財所有者や管理者、消防本部等に加えて地域住民とも連携を図りながら、横手市地域防災計画に基づき、災害等の発生予防に努めていくこととする。

なかでも、南部重点区域の保存地区については、木造建築物が特に密集しており、隣棟間隔が狭いことから、火災、震災等の災害に対し極めて弱い。国内有数の豪雪地帯であることから、雪害や積雪時に他の災害が発生した場合の複合災害への対策も必要となっている。そのため、平成29年（2017）に策定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画」に基づき、耐震防火水槽と消火栓の整備や空地防火帯を兼ねたポケットパークの整備等、効果的な防災対策を行っていく。併せて、防災マニュアル等の配布により、住民に対し十分な理解を求めていくほか、所有者や地元消防団等と連携し、防災訓練等を実施しながら防災意識の向上に努めていく。保存地区内の重要文化財についても、消防法等に基づく防災施設の整備を実施する。

北部重点区域の整備計画の検討にあたっては、羽黒町・上内町景観重点地区を中心とした木造の歴史的建造物が密集する区域についての防災対策も意識する。

その他、盗難、き損等についても、パトロール等を通じて未然に被害を防ぐよう努める。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業（再掲）（2-1）
- 【南部重点区域】横手市増田伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業（1-3）
- 【南部重点区域】重要文化財佐藤家住宅防災施設等整備事業（1-4）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業（再掲）（2-5）

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域に所在する文化財について、普及・啓発を積極的に行うことにより、文化財の周知を図るとともに保存・活用を促す。文化財の保存・活用が進むことにより、本市の歴史的風致がいつそう向上することが期待できる。

普及・啓発の方法としては、観光協会等の団体の協力も得ながらホームページ等を通じた周知を行う。市内の既存資料館における企画展示の実施のほか、郷土教育の観点からも、市内小学校で利用される「よこてだいすき」等の副読本に市内の歴史的風致を掲載しながら、周知を図る。また、これまで各地で継続している顕彰活動や探訪活動、りんごまつり等のイベントについても促進するほか、南部重点区域では、りんご栽培の歴史を巡る探訪事業を行い、その周知を図る。こうした普及・啓発の担い手でもあるガイドについては、既存の日本語ガイド団体との連携に加え、外国語ガイドの育成も目指していくものとする。また、学校等とも連携しながら幅広い年齢層のガイドを育成していく。

現在、遺跡の調査が進められている北部重点区域の後三年合戦関連遺跡については、調査による成果と合わせ、顕彰の対象となっている史跡との関連等も含めたシンポジウム等を開催する。

このほか、従来保存地区に集中してきた来街者に対し、市内の様々な歴史的風致に対する回遊性を促すために、ガイドマップの作成や案内板の整備を行うとともに、拠点となる保存地区への展示施設の整備や南部重点区域の「道の駅^{じゅうもんじ}十字」等で利用するための歴史的風致の映像作成について検討する。整備にあたってはインバウンド対応も視野に入れ、特に来街者数の多い区域については、多言語看板やWi-Fiスポットの整備も視野に入れる。

こうした来街者の増加に向けては、拠点となる保存地区の整備を促進するほか、市内で最も来街者数の多い「送り盆行事」や「かまくら行事」等の伝統行事の開催時における効果的な回遊性向上施策の検討や普及を図る。市内の歴史的風致の維持向上を図ったうえで、歴史的資源を活用した誘客に取り組む先進自治体と連携した誘客事業についても検討する。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】「横手を学ぶ郷土学」事業（3-1）
- 【市内全域】郷土文化保存伝承支援事業（4-1）
- 【市内全域】市内歴史的風致映像作成事業（5-4）
- 【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】歴史的風致情報発信事業（5-2）
- 【北部重点区域・南部重点区域】ガイド養成事業（5-7）
- 【北部重点区域】文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）（3-3）
- 【北部重点区域】後三年合戦周知事業（4-2）
- 【南部重点区域】ふるさと再発見地域探訪支援事業（3-4）
- 【南部重点区域】りんごの歴史探訪支援事業（3-6）
- 【南部重点区域】りんごまつり開催支援事業（4-3）

7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、横手市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為を行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

後三年合戦関連遺跡の調査においては、学識経験者等による後三年合戦関連遺跡整備指導

員会を平成 18 年 (2006) に設置し、関連遺跡の調査計画や整備活用についての意見をいただきながら調査を行っている。こうした調査を促進し、学術的な解明を行うとともに、調査の成果を待って史跡の保存や活用に関する計画策定を実施する。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】後三年合戦関連遺跡群調査事業（1- 7）
- 【北部重点区域】国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業（再掲）（1- 8）

8. 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、伝統行事や文化財の保存継承を行っている「横手送り盆まつり委員会」や「金澤八幡宮伝統掛唄保存会」、^{かけうた}「福島サイサイ囃子保存会」、^{ふくしま}「霜月神楽保存会」^{ばやし}等がある。また、来街者に地域の歴史や伝統的活動等を伝える団体としては、「歴史・文化の里づくりを進める会」や「増田町観光ガイドの会」等がある。そのほかにも、各地域の町内会や氏子、講等、様々な団体が存在しており、それぞれが活発な活動を行っている。

文化財の保護や歴史的風致の維持向上には、これらの団体等と連携することが重要であり、様々な機会をとらえ、その活動に対して協力を行う。

また、りんご生産については、後継者の育成を図るため、基礎的な技術研修を行い次世代の担い手を育成する。このほか、波宇志別神社の所在する「保呂羽地区自治会」^{ほろわ}等の地域活動が活発な住民団体と協力し、今後の方向性を検討する。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】郷土文化保存伝承支援事業（再掲）（4- 1）
- 【北部重点区域】横手の送り盆まつり後継者育成支援事業（3- 2）
- 【北部重点区域】文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）（再掲）（3- 3）
- 【南部重点区域】ふるさと再発見地域探訪支援事業（再掲）（3- 4）
- 【南部重点区域】りんご農家後継者・担い手育成事業（3- 5）
- 【南部重点区域】りんごの歴史探訪支援事業（再掲）（3- 6）